

業務の運営に関する規程

事業所名 佐賀経友会事業協同組合

第 1 求 人

- 1 当組合は、特定技能外国人制度に基づく特定技能外国人の受入れに関する職業紹介に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みが法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不適當である場合には受理しません。
- 2 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共に申し込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによる申し込みでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックス又は電子メールの使用により明示してください。
- 4 当組合と職業紹介契約を締結する際には、事務費用を別表の料金表に基づき申し受けます。いったん、申し受けました求人受付に関する手数料及び技能実習生の選抜に係る当組合職員の送出し国への渡航費・宿泊費等は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第 2 求 職

- 1 当組合は、特定技能外国人制度に基づく特定技能外国人の受け入れに関する職業紹介に関する限り、求職の申込みについてこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職者が本邦外に在住の場合は、当初の本邦外の取次機関である送出し機関を経由し、所定の求職票と所定の添付書類と共に、郵便、ファックス又は電子メールにて申し込みください。
求職者が特定技能外国人制度に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求職票及び所定の添付書類と共に申し込みください。

第 3 紹 介

- 1 求職者の方には、職業安定法 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、特定技能外国人制度の範囲内において、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことが出来るよう極力お世話致します。
- 2 求人者の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職者が、本邦外に在住の場合は送出し機関を経由し求職者の方に、求職者が特定技能外国人制度に基づき本邦在住の場合は直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。
- 4 求職者の方を求人者に紹介する際には、求職者が本邦外に在住の場合は取次機関と

当組合にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。求職者の方が特定技能外国人制度に基づき本邦滞在中の場合は、当組合が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者へ行って頂きます。

- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 当組合は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。
- 7 就職が決定し雇用契約(予約)を締結する際には、求人者から別表の手数料に基づき紹介手数料を申し受けます。

第 4 そ の 他

- 1 当組合は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。
- 2 雇用契約を締結しましたならば、求人者、求職者両方から当組合にその報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかった場合にも、同様に報告してください。
- 3 当組合は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当組合は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 当組合の取扱職種の範囲は、特定技能外国人制度に基づく特定技能外国人の受入れに限定し、地域は国内及び中華人民共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦共和国、インドネシア共和国です。
- 6 当組合の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当組合の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

令和 6 年 5 月 23 日

佐賀経友会事業協同組合
代表理事 坂井 光夫